

## はじめに

平成 24 年 10 月 1 日「障がい者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が、施行されました。事業所での障がい者（児）に対する不適切な事案が起こる原因は、複雑で多様であり、それぞれの実状に合わせたケアが必要であると考えられます。

今年度残念ながら、特定非営利活動法人ワーカーズコープ内でも支援を求める障がいのある子どもに対して、虐待と認定される行為が起きました。最善の利益の保障と健全な育成に努めなければならない場所で、このような事態を起こしてしまったことに、法人を代表してお詫び申し上げます。

私たちは、障がいのある子ども（及び家族）の願いに寄り添い、自立と尊厳のある暮らしを支援するために、子どもの家族や地域と共に、放課後等デイサービス事業に取り組んでいます。しかし、「おおた雑色地域福祉事業所ポジティブ」において、ワーカーズコープが本来めざす事業所の自立的運営が、事業所任せの状況をつくり、管理者や児童発達管理責任者が本来の役割を果たしているとは言えない状況を生んでいたことを深く反省しております。

放課後等デイサービスを利用されているお子さんと家族に改めて謝罪すると共に、適切な指導援助がない中で支援に取り組んでいた職員にも、今回の事態を受けて事業運営における法人本部の関わりを伝え、二度とこのような事故が起こらないように、事業所だけではなく、本部も一緒になって努力することを伝えました。

そして、放課後等デイサービスという公的制度の信用を少なからず毀損し、制度の発展向上に努められている関係各所の方々に深くお詫び申し上げますと共に、再び、虐待という事態を起こさない為の対策を法人全体として取り組むこと強く決意しております。

この事案から学び、早期に気づく、未然に防ぐ仕組みづくりに取り組んでいきたいと思えます。障がいのある子ども（及び家族）が、地域で安心した生活が送れ、社会参加を進めていけるよう、みんなで虐待防止に取り組んでいきましょう。



## 本部に「人権擁護委員会」を設置しました

（体制）

人権擁護委員会

◎委員長 坂林哲雄

委員 馬場幹夫・青柳栄子

中山竜一・牧野斉子 他

（人権擁護委員会の主な役割）

- 虐待防止の体制作り
- 虐待防止に関する啓発、広報活動
- 相談、通報窓口
- 虐待発生後の対応と総括 等

これまでに、4回開催し全国の事業所での取組みや課題について協議しました。

これからの取組みについては、『Égalité（エガリテ）通信（年2回発行）』でお知らせします。

「人権擁護委員会」 連絡先：03-6907-8044 （担当：牧野）

FAX 03-6907-8052

Mail [gyoumu-kansa@roukyou.gr.jp](mailto:gyoumu-kansa@roukyou.gr.jp)

**こんなことが虐待にあたります**  
※障害のある人に対する虐待は、次の5種類に分類されます

<p><b>身体的虐待</b></p> <p>暴力によって、身体に傷・苦痛を与える、正当な理由なく身体を拘束すること</p>		<p><b>心理的虐待</b></p> <p>脅しや侮辱、悪口を言う、無視するなど精神的に苦痛を与える</p>	
<p><b>性的虐待</b></p> <p>無理やり(または同意と見せかけて)性的な行為をすることや、性的な行為をさせること</p>		<p><b>経済的虐待</b></p> <p>本人を騙したり、同意なしに、財産、年金、資金、預貯金を使うこと、理由無く金銭を与えない行為</p>	
<p><b>放棄・放任(ネグレクト)</b></p> <p>障害のある人の世話や介護、介助を怠り、生活環境や心身の状態を悪化(衰弱)させること</p> <p>施設・職場において、施設の長や使用者が、施設内で起きている虐待を放置することなども該当。</p>		<p><b>セルフネグレクト(自己放任)</b></p> <p>※障害者虐待防止法による明確な規定はありませんが法律の取扱いに準じた支援を行うことが必要とされています</p> <p>自らの意思で、またはその障害の状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し自らの世話が出来なくなり、他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の<b>人権が侵害されていること</b></p>	



6～7月東京都内の放課後等デイサービスで以下について確認し、重点的に取り組みました。

- ①「放課後デイサービスのガイドライン」学習会
- ②「障害者虐待防止法の理解と対応」の読み合わせと「虐待防止チェックリスト」の実施
- ③「虐待防止委員会」を全事業所に設置
  - ・委員には「保護者の代表」及び「第三者」の参加を依頼する。
  - ・虐待防止委員会は7月中に開催し、ポジティブで起こった虐待事案に関しても説明し、虐待防止に関する取組みを形骸化させない
- ④「倫理綱領」や「行動指針」、「虐待防止マニュアル」、「権利侵害防止の掲示物」等の虐待防止に関する基本的な文書等が未整備な事業所及び形骸化している事業所は、その設置と適切な運用を行うこと。
- ⑤苦情相談に関して「第三者委員会」を設置し、マニュアル等の整備すること。
- ⑥人権意識・知識や技術向上のための**研修計画**等が未整備な事業所及び形骸化している事業所は、研修計画作成し、実行すること
- ⑦虐待防止委員会・団会議等・研修計画などの**年間計画**を作成すること
- ⑨上記活動が確実に実施されるように、当該の**事業本部三役が点検**し、本部で集約する



### 日常運営における取組みの再点検をしましょう！

- ①**事故・ヒヤリハット等の報告等**  
形骸化していないか点検し、原因の究明、対策、情報共有を徹底し、事故や虐待防止に取り組む。
- ②**モニタリングと個別支援計画の見直し**  
児童発達管理責任者を中心に、児童の障がい特性にそった対応を職員間で共有し、最善の支援を不断に追及する。
- ③**風通しのよい職場環境づくり**に取り組む
- ④**外部・内部研修会等への参加**  
積極的に参加し、事業所内での内容共有に取り組む。
- ⑤**月次で事業本部の担当者が巡回**  
上記日常活動の相談・確認のために、各事業所を巡回する。



### 全国研修会の実施

管理者及び児童発達管理責任者向けの研修会を開催します。

10/15(土)・16(日) @法人本部

詳細は、別途連絡文書にてお知らせします。